

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令の概要

(平成22年総務省令第20号、平成22年3月19日公布)

自治行政局公務員部
安全厚生推進室

1 改正理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正(平成二十二年政令第三十号。以下、「改正令」という。)において地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号。以下、「施行令」という。)の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うもの。

2 改正概要

改正令において施行令の一部が改正され、地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)において引用している施行令の条番号が改められたことに伴い、所要の整備を行うもの。

3 施行期日等

公布の日(平成22年3月19日)